よくある質問と回答

1.事業目的は？

食料品等の物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯等の生活を支援することを目的としています。

2.なぜおこめ券なのか？

食料品等の物価高に伴う生活支援の側面から、多くの市民に需要があると考えたためです。加えて、容易かつ速やかに調達できるものという観点からも、「全国共通おこめ券」を選択しました。

3.なぜ対象者を限定したのか？なぜ10枚なのか？

限られた財源の中で支給するため、物価高の影響を受けやすい令和7年度住民税非課税世帯の世帯主、令和7年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主、令和7年度住民税所得割課税かつ課税標準額100万円以下の方へ10枚配布とさせていただきました。

4.令和7年12月19日を基準日にしたのはなぜか？

那覇市の予算成立日である令和7年12月19日を基準日として設定しました。

5.「全国共通おこめ券」はどこで使えるのか？

取扱店については、市ホームページをご覧ください。

那覇市ホームページ
QRコード

6.「全国共通おこめ券」に使用期限はあるのか？

今回配布するおこめ券は使用期限が令和8年９月30日となっております。お早めにご使用ください。

7.お釣りはもらえるのか？

基本的にはお釣りが出ない券となります。詳しくは使用店舗にお問い合わせください。

8.「全国共通おこめ券」は他の商品券や割引券との重複使用はできるのか？

重複使用につきましては、店舗の判断で条件を設定している場合があります。詳しくは使用店舗にお問い合わせください。

9.お米以外のものには使用できないのか？

お米関連商品以外は、使用店舗の判断になります。詳しくは使用店舗にお問い合わせください。

10.未使用の「全国共通おこめ券」の払い戻しはできるのか？

申し訳ございませんが、できません。

11.「全国共通おこめ券」の再発行はできるのか？

申し訳ございませんが、できません。

お問い合わせ先

那覇市食料品等支援事業（物価高対応）専用コールセンター

電話番号：0120-472-047

9：00～17：00（土、日、祝日を除く）